

無償譲渡の対象とする財産及び開放型自治会館への誘導策(案)

平成23年9月8日 公共施設再配置推進課作成

1 無償譲渡の対象とする財産

財産の区分		相手方	自治会 (認可団体)	公益法人 NPO等
土地	自治会使用を目的として 寄附を受けた土地		○	×
	その他の土地		×	×
建物 (※)	築10年未満		×	×
	築10年以上		○	○

※① 自治会館としての使用若しくは従前の設置目的を継承する場合、又は新たに公益事業を開始する場合に限る。なお、従前の設置目的を継承する場合、管理運営に対する市の支援については、あらためて検討することを要する。

※② 公益法人、NPO等に関しては、不動産に関する権利を所有できるものに限る。また、新たに公益事業を行う場合、一定の収益が見込める場合は、減額譲渡とする。

2 開放型自治会館への誘導策

(1) 補助金交付内容を変更する

現行では、下表のとおり補助率最大60%、限度額1,800万円となっているが、補助率又は限度額の引き上げにより開放型に誘導する。また、現行の補助率区分では、仮に開放を行うために大きめの部屋を作り、床面積を増やそうとすると、自治会の負担が大きくなってしまいうことも考えられるため、床面積による区分等の見直しも必要。

基本額	補助率		補助 限度額
補助金交付年度の前年度に公表される国土交通省の建築着工統計調査に基づく、構造の区分に応じた住居専用建築物の1平方メートル当たりの建築単価に、建築延床面積を乗じて得た額を基本額とする。 ただし、実際の建築単価がその建築単価に満たない場合は、実際の建築単価に建築延床面積を乗じて得た額を基本額とする。	100㎡までの部分	60%以内	1,800万円
	100㎡を超え 200㎡までの部分	50%以内	
	200㎡を超える部分	40%以内	

なお、この要綱は、一自治会一館を前提としているのではないだろうか。複数の自治会が共同で建てるような場合は、その後の修繕に対する補助等を考えても、市にとって効率的であるはずだが、そうした場合、この要綱では、自治会の持ち出しが大きくなるのではないか。

なお、開放型に誘導するための補助金額の増額分は、それ以外の自治会館に対する補助の引き下げで賄うことが望ましいと考える。

(2) 開放を自治会の収入源とする

開放は、使用料徴収を前提とする。このことにより、日常の維持管理費や、補修費に対する自治会の負担を軽くすることができる。（自治会員以外には開放しない、又は開放する場合には、使用料に差をつけるという選択肢も可能とする。）